

# 臨時職員募集

## 2月12日まで受付

市では、平成20年度に市の関係機関において、臨時的な業務に従事する職員を次のとおり募集します。

【受付期間】 2月1日（金）から2月12日（火）まで。  
【試験日および試験場所】 2月17日（日） 小松島中学校

### （一）試験方法および採用予定人員

択一式の筆記試験（高校卒業程度）および小作文。採用予定人員は次の各試験区分でいずれも若干名。

### （二）受験資格または職務の内容

【一般事務】 窓口業務およびパソコンによる表計算・文書作成等の補助。

【保育士】 昭和38年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人で保育士証を有する人が採用前日までに取得見込みの人。

【幼稚園教諭】 昭和53年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人で、幼稚園教諭の免許を有する人が採用前日までに取得見込みの人。

【給食調理】 昭和28年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人で調理師免許を有する人。

【学校用務員】 昭和28年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人。

【衛生労務員】 昭和38年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人。

【看護師】 昭和38年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人で看護師の免許を有する人が採用前日までに取得見込みの人。

【保健師】 昭和38年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人で保健師の免許を有する人が採用前日までに取得見込みの人。

※会場に駐車場はありませんので、公共交通機関等を利用してください。

※申込用紙は、市秘書人事課分室（市役所2階）にあります。

申込用紙の請求および詳細は、市秘書人事課（小松島市横須町1番1号 ☎32・3804）まで。

## 平成20年2月診療分から変わりました 乳幼児等医療・重度医療・母子医療を 受給されている皆さんはご注意ください！

被用者保険用の医療費請求書が不要に

乳幼児等医療・重度心身障害者等医療（65歳未満の1級受給者）・母子家庭等医療（お子様が15歳に達して最初の3月31日までの方）を受給されている被用者保険加入の皆さんは、事務手続きの変更により、これまで県内医療機関の窓口で提出していたクリム色・ピンク色（乳幼児等医療・水色（重度医療・母子家庭等医療）の医療費請求書が不要となり、平成20年2月1日から健康保険証をお持ちになっている各受給者証を提示するだけで、県内医療機関で受診していただけます。

【県内医療機関にかかる際に必要となるもの】

- 健康保険証
- 各受給者証

ご注意ください！！

健康保険証に変更があった場合は必ず届け出が必要です。健康保険証・印鑑・受給者証をお持ちください。また、健康保険の被保険者（扶養者）が変わった場合は、所得課税証明書も必要となる場合があります。

接骨院・整骨院で窓口負担が必要に

乳幼児等医療・重度心身障害者等医療を受給されている皆さんは、接骨院や整骨院では、いったん窓口で自己負担金額を負担し、後に払い戻しの手続きをするようになります。左記のものをご用意のうえ市役所健康増進課老人保健係までお越しください。なお、加入されている健康保険に確認したうえでの支給になりますので、払い戻しに時間がかかることをあらかじめご了承ください。

【払い戻しに必要なもの】

- 領収書（患者氏名・保険診療の総額・診療日・領収金額・医療機関名・領収印があるもの）
- 認印
- 受給者証
- 健康保険証
- 受給者名義のゆうちょ銀行以外の通帳

お問い合わせは、市健康増進課老人保健係（市役所1階4番窓口 ☎32・2113）まで。